

| | | |
|---|---|---|
| 3 | <p>厚生労働省の「人口動態統計」によると、離婚件数は、1964（昭和39）年から毎年増加し、1983（昭和58）年に17万9150件を記録した。その後、漸減傾向がみられたが、1991（平成3）年から再び増加に転じ、1996（平成8）年に初めて（ A ）万件を超えた。</p> <p>（ B ）年に過去最高の離婚件数（28万9836件）を記録した後は減少傾向にある（2022（令和4）年は（ C ）万9099組／離婚率（人口千対）は1.47）。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 4 | <p>厚生労働省の「国民生活基礎調査」（2022（令和4）年）によると、児童（18歳未満の未婚の者）のいる世帯は全世帯の18.3%で、（ A ）傾向となっている。児童のいる世帯の平均児童数は1.66人となっており、（ A ）傾向となっている。</p> <p>児童のいる世帯を世帯構造別にみると、「（ B ）世帯」が78.1%で最も多く、次いで「（ C ）世帯」が11.1%となっている。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 5 | <p>国立社会保障・人口問題研究所の「第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（2021（令和3）年）によると、夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由は、前回調査（2015（平成27）年）と同様に、「子育てや教育に（ A ）がかかりすぎるから」が最も多く（52.6%）、次いで「（ B ）で生むのはいやだから」（40.4%）となっている（複数回答）。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 6 | <p>厚生労働省の「令和4年版 働く女性の実情」によると、女性の（ A ）は、54.2%（男性71.4%）であった。</p> <p>年齢階級別の女性の（ A ）は、「（ B ）歳」（87.7%）と「（ C ）歳」（81.9%）を左右のピークとし、「35～39歳」（78.9%）を底とする（ D ）字型カーブを描いているが、（ D ）字型の底の値は前年に比べ1.7%上昇した。</p> <p>* 「（ A ）」=15歳以上人口に占める労働力人口の割合。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 7 | <p>厚生労働省の「雇用均等基本調査」（2022（令和4）年度）によると、育児休業取得率は、女性80.2%、男性（ A ）%台であった。男性の育児休業取得率は前年度調査より3.16%上昇し、過去最高となった。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |

| | | |
|-----------|--|---|
| <p>12</p> | <p>（ A ）とは、児童または児童以外の満20歳に満たない者が疾病により、長期にわたり療養を必要とし、およびその（ B ）に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために（ C ）を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病をいう。</p> <p>そして、（ A ）医療支援とは、（ D ）が指定する医療機関に通院・入院している、（ A ）にかかっている児童等であって、疾病の状態が厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるものに対して行われる医療をいう。</p> <p>（児童福祉法6条の2）</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| <p>13</p> | <p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は、医療的ケア児の（ A ）を図るとともに、その家族の（ B ）の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする（同法1条）。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| <p>14</p> | <p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、（ A ）その他の医療行為をいい、「医療的ケア児」とは、日常生活および社会生活を営むために（ B ）的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者および18歳以上の者であって高等学校等に在籍するもの）をいう（同法2条）。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| <p>15</p> | <p>（ A ）は、医療的ケア児およびその家族その他の関係者に対する支援等の業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（（ B ））に行わせ、または自ら行うことができる（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律14条1項）。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |

| | | |
|----|--|--|
| 21 | <p>(A) は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいう。）の設備および運営について、内閣府令「(B)」に従い、またはそれを参酌して、(C) で基準を定めなければならない（児童福祉法34条の16）。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 22 | <p>利用者支援事業【地域子ども・子育て支援事業の一つ】 利用者支援事業とは、子どもおよびその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、および地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を（ A ）に利用できるよう、子どもおよびその保護者の（ B ）において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な（ C ）および助言を行うとともに、関係機関との（ D ）その他の便宜の提供を総合的に行う事業をいう（子ども・子育て支援法59条1号）。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 23 | <p>利用者支援事業の実施主体は（ A ）（特別区および一部事務組合を含む。）とし、（ A ）が認めた者へ委託等を行うことができる（利用者支援事業実施要綱）。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 24 | <p>利用者支援事業の「(A) 型」の目的は、子どもおよびその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、(B) 場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施することとされている（利用者支援事業実施要綱）。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 25 | <p>利用者支援事業の「(A) 型」の目的は、(B) の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施することとされている（利用者支援事業実施要綱）。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 26 | <p>利用者支援事業の「(A) 型」の目的は、妊娠期から子育て期にわたるまでの（ B ）支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた（ B ）対応など市町村としての（ C ）体制を構築し、あわせて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や（ D ）の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行うこととされている（利用者支援事業実施要綱）。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

| | | |
|----|--|---|
| 31 | <p>(A) 事業【地域子ども・子育て支援事業の一つ】</p> <p>(A) 事業とは、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した (B) (保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、(C) (保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童) 以外のもの) もしくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童およびその保護者または (D) (出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦) (以下「(B) 等」という) に対し、その養育が適切に行われるよう、当該 (B) 等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう (児童福祉法6条の3第5項)。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 32 | <p>地域子育て支援拠点事業【地域子ども・子育て支援事業の一つ】</p> <p>地域子育て支援拠点事業とは、乳児または幼児およびその保護者が相互の (A) を行う場所を開設し、子育てについての (B)、(C) の提供、助言その他の援助を行う事業をいう (児童福祉法6条の3第6項)。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 33 | <p>地域子育て支援拠点事業の実施主体は (A) (特別区および一部事務組合を含む。) とし、(A) (が認めた者へ委託等を行うことができる (地域子育て支援拠点事業実施要綱)。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 34 | <p>地域子育て支援拠点事業の「(A) 型」では、(B) の地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども (主としておおむね3歳未満の児童および保護者) を対象として、基本事業 (①子育て親子の (C) の場の提供と (C) の促進、②子育て等に関する相談、援助の実施、③地域の子育て関連 (D) の提供、④子育ておよび子育て支援に関する (E) 等 (月1回以上)) を実施する (地域子育て支援拠点事業実施要綱)。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 35 | <p>地域子育て支援拠点事業の「(A) 型」では、地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を (B) することが困難な地域にあっては、公共施設等を活用した (C) を実施することができる (地域子育て支援拠点事業実施要綱)。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |

第4章 子ども家庭福祉の動向と展望

《第1節 地域における連携・協働とネットワーク》

| | | |
|---|---|---|
| 1 | <p>市町村は、（ A ）の設置に努めなければならない。</p> <p>（ A ）とは、児童および妊産婦の福祉に関する各般の業務を行うことにより、児童および妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>（ A ）は、その業務を行うに当たって、（ B ）と密接に連携を図るものとされている。</p> <p>（児童福祉法10条の2）</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 2 | <p>市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域（以下「当該区域」という。）ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる（ A ）の整備に努めなければならない。</p> <p>（ A ）とは、当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の場所であって、的確な相談および助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。</p> <p>（ A ）は、上記の相談および助言を行うほか、必要に応じ、（ B ）と連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する（ C ）を行うよう努めなければならない。</p> <p>（児童福祉法10条の3）</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 3 | <p>児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者または（ A ）について、（ B ）に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる（児童福祉法12条の6第2項）。</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |
| 4 | <p>市町村長は、児童福祉司に必要な状況の（ A ）および資料の提供ならびに必要な（ B ）を求めることができる。</p> <p>児童福祉司は、その担当区域内における児童に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する（ C ）または市町村長にその状況を通知し、あわせて意見を述べなければならない。</p> <p>（児童福祉法14条）</p> | <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> |